

久慈市復興推進協議会議事概要

日 時	平成 26 年 10 月 14 日（火） 10：00～10：20
場 所	久慈市役所 3階 第1会議室
構成員	社団医療法人祐和会 株式会社北日本銀行 久慈市

【次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ（久慈市復興推進課長）
- 3 出席者紹介
- 4 議事
 - （1）「久慈市復興推進計画（案）」について
 - （2）その他
- 5 その他
- 6 閉会

【議事概要】

○あいさつ（久慈市復興推進課長）

本日は総務部長があいさつの予定だったが、他の会議が長引いており、代わってあいさつを申し上げます。

本協議会は、東日本大震災復興特別区域法に基づき、復興推進計画の策定に関し必要な事項について協議するため、設置したものである。

本市は、発災以降、復興計画に基づく各種の復興事業を推進してきたところであるが、市民のご理解・ご協力、企業や事業所のご尽力の結果、復旧・復興は順調に進み、飛躍を目指す新たなステージに入りつつある。

このような状況のなか、震災をばねに、雇用環境の改善または雇用の拡大に取り組む企業や事業所においては、復興推進計画の認定に基づく復興特区支援利子補給金制度は大きな後押しになるものと捉えている。

本日は、社団医療法人祐和会が実施する北リアス病院建設事業の内容を盛り込んだ計画案について協議をお願いするものであるが、構成員においては、趣旨をご理解いただき、復興の推進と地域産業の活性化のため、貴重なご意見を賜りたい。

○「久慈市復興推進計画（案）」の説明（事務局）

最初に復興特区支援利子補給金事業について説明申し上げる。この事業は、地域が主体となった復興を強力に支援するため、経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現するために創設された復興特区制度に基づくもので、具体的には、被災地の復興に向け、市が作成する復興推進計画を実施するうえで中核となる事業に必要な資金の融資に対して、5年間、0.7%以内の利子補給金が支給されるものである。

この復興推進計画の申請にあたり、復興特区法に基づく「復興推進協議会」において、市、事業者、金融機関の協議が必須となっていることから、本日、お集まりいただいたところである。

（以下、「久慈市復興推進計画（案）」により説明）

なお、復興特区法の規定では、復興推進協議会を組織したときには、遅延なく、その旨を公表することになっていることから、市のHPにおいて、協議会の設置要綱、復興推進計画（案）、本日の議事内容を掲載するので、ご了承願う。

○意見交換

会長：ただいま事務局から説明のあった「久慈市復興推進計画（案）」について、ご意見等はないか。

出席者：意見なし。

会長：意見がないようなので、「久慈市復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定してよろしいか。

出席者：異議なし。

会長：それでは原案のとおり決定する。本日、決定した計画は、所要の手続きを済ませた後、速やかに復興庁岩手復興局に提出する。

○その他（事務局）

今後のスケジュールについて説明。

以 上